

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（平成17年岡山県条例第18号。以下「条例」という。）及び岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例施行規則（平成17年岡山県規則第116号。以下「規則」という。）の施行にあたり、岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（以下「会館」という。）の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用に関し必要な事項を、岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館の管理に関する包括協定書第12条に基づき定めるものである。

(会議室等の利用)

第2条 会館の施設等を利用しようとする者（以下「利用者」という。）のうち、条例別表一の会議室及び別表三の設備（以下「会議室等」という。）の利用者は岡山県施設予約システムにて申請（以下「電子申請」という。）又は別紙様式1により申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の電子申請又は申請書の内容を調査し、適当と認めるときは、会議室等の利用者に対し施設予約システムにて申請を承認（以下「電子承認」という）又は別紙様式3により許可書を交付する。

3 第1項の電子申請又は申請書は、利用しようとする日の属する月から起算して、5箇月前の月の初日から受け付けることができる。ただし、会館の入居団体等にあつては、利用しようとする日の属する月から起算して、6箇月前の月の初日から受け付けることができる。なお、指定管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

4 会議室等の利用者は、利用しようとする日の利用を開始する前までに、指定管理者に対し、指定管理者が定めて岡山県が承認した利用料金を納めなければならない。次項により変更の許可を受けた場合も同様とする。

5 会議室等の利用者が、許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする場合は、第1項の電子申請での変更手続き又は申請書での変更を指定管理者に提出し、第2項の電子承認又は許可書の交付を受けなければならない。ただし、指定管理者が、第2項により交付を受けた許可書の修正により、変更の許可を行う場合は、第1項の申請書の提出があったものとみなすことができる。

6 第5項により既に利用料金を納めている場合で、前項の変更の許可による変更後の利用料金が、既に納めている利用料金を上回った場合は、上回った分の差額分を納めなければならない。

7 第6項により既に利用料金を納めている場合で、前項の変更の許可による変更後の利用料金が、既に納めている利用料金を下回った場合は、下回った分の差額分の利用料金は返還しない。ただし、変更利用者の責めに帰することができない理由により変更の許可を受けざるを得なくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

8 会議室等の利用者が、許可を受けた事項の取り消しを行う場合は、電子承認又は指定管理者が定める方法により取り消しの許可を受けなければならない。ただし、利用者が利用したい日の当日以降に取り消しを行う場合は、取消料として利用料金と同一の

額を納めなければならない。既に利用料金を納めている場合は、取消料を納める必要は無いが、利用料金は返還しない。

(会議室等の利用許可の要件)

第3条 前条第2項により指定管理者が会議室等の利用を適当と認める要件は、条例第8条に定める利用の禁止に該当しない利用であることのほか、次の(1)から(4)全てに該当する利用であることとする。

- (1) 特定の政治活動又は宗教活動との関連が認められないこと
- (2) 営利を目的としない利用、若しくは営利事業を援助する利用と認められないこと
- (3) 条例第1条の目的に合致する利用が見込まれる、指定管理者が別途定める団体等であること
- (4) その他会館の管理運営上、指定管理者が適当と認めない利用でないこと

(事務室等の利用)

第4条 条例別表二の事務室及び倉庫（以下「事務室等」という。）の利用者は、別紙様式2により利用を開始する日の2週間前までに、申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請書の内容を調査し、適当と認めるときは、事務室等の利用者に対し別紙様式4により許可書を交付する。

(許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、条例第9条により、利用者に対し、許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは会館からの退去を命ずる場合（以下「許可の取消し等」という。）は、別紙様式5により文書で通知する。ただし、会館の管理運営上、著しく影響がある可能性が切迫しているなど文書で通知するいとまがない場合はこの限りでない。

- 2 前項により許可の取消し等を行った場合において、施設等に生じた損害は、利用者において負担するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、施設等の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年9月7日から施行する。

この規程は、平成28年1月4日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年10月1日から施行する。